

事例5：自分が住む分譲マンションの管理組合で所有している共聴施設では、いわゆる後住者【注7】も一定の自己負担をした上で利用しています。今後、共聴施設の地デジ改修を行います。後住者の部分も含めて改修する必要があるのでしょうか？

- 後住者が既存の共聴施設の利用を希望した場合、「第8号通達」【注8】の趣旨に基づき、サービスの提供義務【注9】がない場合であっても、共聴施設の所有者は後住者に施設を利用させることが望ましいと考えられます。この場合、付加的設備（引き込み線、保安器、屋内配線等）に要する経費は、後住者が負担することが適当とされています。
- 地デジでも受信障害が残る場合には、共聴施設の改修等が必要です。後住者の利用する部分の改修については、既に後住者が一定の負担のもとに利用している事情を踏まえれば、共聴施設の所有者は、後住者も含めた施設全体について改修を行うことが適当と考えられます。

【注7】 共聴施設が設置された後、新たに受信障害地域に住宅等を建築した住民。
【注8】 「高層建築物による受信障害解消についての指導要領について（通達）」郵放企第8号（昭和51年3月6日）
【注9】 有線テレビジョン放送法第16条の規定による役務の提供義務を参照。

事例6：自分の加入する共聴組合が、受信障害の原因建物の所有者から共聴施設を譲り受け、保守業者と契約を結び、費用を賄うための基金に資金を拠出しました。その後、保守業者が地デジ化を機会に保守業務を辞めることとなった場合、共聴組合は自ら地デジ対応を行うために拠出金の返還を求めることは可能なのでしょうか？

- 共聴施設を所有する共聴組合が、実際の維持管理業務を契約に基づき保守業者に委託している場合、その契約の解除に係る問題は、契約内容によって判断される必要があります。
- 契約内容に、基金に拠出した金銭の契約解除時の取扱いについての明文の規定がない場合は、当事者相互の協議による自治的処理が原則であると考えられます。



事例7：自分の加入する共聴組合が、受信障害の原因ビルの所有者から共聴施設を譲り受け、アナログ放送を受信してきましたが、地デジで受信障害が解消するため、建物の所有者より屋上に設置した共聴施設の撤去及びその費用負担を行うよう求められています。協定書では譲渡後の維持管理は共聴組合が行うとされていますが、応じる必要はあるのでしょうか？

- 共聴施設の利用者である共聴組合が、共聴施設の所有権を原因建物の所有者から譲り受けた場合には、共聴組合によって適切な維持管理等の措置が講じられる必要があります。
- したがって、受信障害の解消に伴う共聴施設の撤去についても共聴組合によって適切に対応される必要があります。ただし、撤去の時期については、共聴施設を所有している者がその利用者であることを踏まえ、協定書等による特段の定めがない場合、両者の協議により決定すべきと考えられます。

事例8：協定書においては、原因となっている分譲マンションの管理組合は「永久」に共聴施設を維持するとされていますが、地デジで受信障害が解消する地域でも協定書の規定どおり、管理組合が対応する義務はあるのでしょうか？

- 地デジで受信障害が解消する場合は、マンションの所有者が設置した共聴施設による受信障害対策の必要性はなくなるものと考えられます。したがって、受信障害が解消した地域の受信者は、自己負担により個別受信に移行することが基本となります（第151号通達）。

デジサポでは対応方策や費用負担等で意思決定に至らない場合に

法律家等による相談・調停 を無料で行います。

その他、当事者間の協議の始め方などのご相談はデジサポまで。

総務省 地デジコールセンターがお受けし、デジサポが対応します。

電話：0570-07-0101（平日 9:00～21:00 / 土・日・祝日 9:00～18:00）

<http://www.digisuppo.jp/>

※IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、03-4334-1111へ



(2010.08)

ビル陰・地デジ協議 進め方の手引き



2011年7月の地上デジタル放送（以下「地デジ」といいます。）への完全移行を控え、建物等（建物の他、鉄道、道路、送電線、鉄塔などを含みます。）によるテレビジョン電波受信障害（以下「受信障害【注1】」といいます。）の対策として導入された「受信障害対策共同受信施設（以下「共聴施設」といいます。）」の地デジ対応は、最終段階を迎えています。一方、受信障害の原因となる建物等の所有者と受信障害を受けている受信者との間で、改修等の地デジ対応に向けた協議を始めたものの、互いの主張がかみ合わず、協議が長引くケースも少なくありません。

デジサポでは、無償で実施している「法律家相談」に寄せられた事例を分析し、ビル陰をめぐる地デジ協議における特徴的なQ&A・事例集【注2】を作成しましたので、ぜひご活用ください。

- 【注1】 不動産実務上、「電波障害」と呼ぶ場合もあります。
- 【注2】 以下に記述するQ&A等はあくまで基本的な考え方を示したものであり、当事者間において協定書などの合意文書を別途定めている場合は、その内容も踏まえて適切な対策が決定される必要があることにご留意ください。

基礎知識 Q&A編

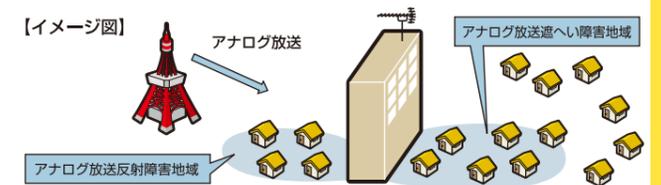
Q1：地デジで、ビルやマンションによる受信障害はどのように変わりますか？

- 現在ご覧いただいているアナログ放送は、2011年7月24日に停波となり、地デジに完全移行することになっています。
- 地デジは、従来のアナログ放送と比べ、受信障害を受けにくいテレビ放送です。このため、現在のビルやマンション等が近隣住宅に及ぼしている受信障害が大幅に改善し、その受信障害の範囲が狭くなる可能性が高いです。
- 地デジへの移行により、現在のアナログ放送用の共聴施設による受信障害対策は変更が必要になる場合が大半です。残された期間はわずかです。大至急、今後の共聴施設の扱いを検討しましょう。

Q2：受信障害の範囲は、どのように変わるのですか？

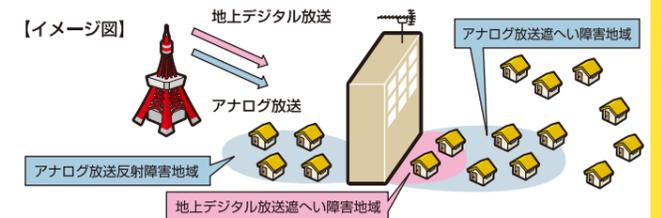
①ビルやマンションの竣工時（アナログ放送のみ）

建物の竣工時には、アナログ放送の電波到来方向に対して、建物の前側に反射障害、裏側に遮へい障害が生じます。この受信障害地域に対して、共聴施設を設置します。



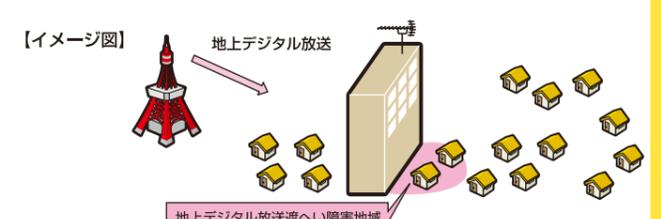
②地デジの放送開始時

地デジの受信障害範囲は、従来のアナログ放送よりも狭くなる場合が多いです（※）。アナログ放送の対策に加え、地デジを含めた両方の受信障害対策を行います。
（※）地デジにおけるビル陰の主たる受信障害は遮へい障害です。



③地デジへの全面移行時

2011年7月24日にアナログ放送が終了し、地デジに全面的に切り替わります。これにより、建物による受信障害範囲は、多くの場合縮小します。電波方向に対し、建物前の反射障害はほぼ無くなり、建物裏の遮へい障害は狭くなるのが一般的です【注3】。



【注3】 地デジの受信障害範囲の確認については、原因となる建物等の所有者が受信調査を行ってください。デジサポでは、おおまかな目安をホームページに公開しています。また、受信障害が残る場合には、より詳細な受信調査を無償で行うことも可能です。詳しくは、デジサポにご相談ください。



